

25 日 獣 発 第 268 号

平成 25 年 12 月 27 日

地方獣医師会会長 各位
(福岡県獣医師会を除く)

公益社団法人 日本獣医師会
会 長 藏 内 勇 夫
(公印及び契印の押印は省略)

公務員獣医師の処遇改善を求める意見書について

標題の件について、平成 25 年 12 月 27 日付け 25 福獣第 395 号をもって、福岡県獣医師会会長から、福岡県議会議長から衆参両議院議長、関係大臣等宛てに別紙①(写)のとおり意見書を提出した旨、報告がありましたのでお知らせいたします。

なお、福岡県獣医師会会長から福岡県知事宛てに提出した本件に関する要請書(別紙②・写)も併せて送付いたします。

本会も「都道府県勤務獣医師(公務員獣医師)人材確保のための処遇改善対策について」(平成25年10月24日付け25日獣発第210号)をはじめ、地方公共団体や国に対し、公務員獣医師の処遇改善について働きかけておりますが、今後とも貴会におかれましても、所在地を管轄する地方公共団体と連携を図り、活動を推進されますようお願いいたします。

本件内容の問合せ先

公益社団法人

日本獣医師会：事業担当 笹川

TEL 03-3475-1601

25福獣 第 395 号
平成25年12月27日

公益社団法人 日本獣医師会 会長 殿

公益社団法人 福岡県獣医師会
会 長 草 場 治 雄

公務員獣医師の処遇改善を求める意見書について（報告）

寒冷の候、貴職におかれましては益々ご清栄のことと拝察致します。

さて、福岡県獣医師会では「福岡県に勤務する獣医師の処遇改善について」福岡県当局に対し要請しましたのでお知らせします。

なお、福岡県議会から国の関係機関に対し、「公務員獣医師の処遇改善を求める意見書」が提出されていますので合わせて報告致します。

記

- 福岡県に勤務する獣医師の処遇改善について
- 公務員獣医師の処遇改善を求める意見書



公務員獣医師の処遇改善を求める意見書

動物は、我々の生活を様々なかたちで豊かにしてくれてくれるかけがえのない存在である。人の命が大切であるように動物の命に対しても感謝と畏敬の念を忘れず、その尊厳を守らなければならない。

このような動物愛護の精神が、多くの先人の長年の努力にもかかわらず、未だ国民共通の理解として定着するまでには至っていない中、動物愛護管理法の一部を改正する法律が本年九月一日に施行された。動物をさらに大切にするため、新たに、人と動物の共生社会の実現を図ること、所有者の終生飼養の責務等が明記されるとともに、動物取扱業者に係る規制強化などが行われたものである。これにより、都道府県等の役割はさらに拡大し、改正法の的確な実施業務を担う獣医師の職責と業務量が増大することは確実である。

一方、今日、高病原性鳥インフルエンザや狂犬病をはじめとする人と動物の共通感染症や口蹄疫などの伝染病が世界各地で発生し、その流行制御や食品の安全性確保を求める国民の声が格段の高まりを見せている。そこで、このような国民の期待に応えるべく、先般、日本医師会と日本獣医師会により、人と動物、さらに環境の健康は深くひとつに繋がっており、連携・協働してその一体的増進に取り組むとする包括協定が締結されたところであるが、家畜衛生、公衆衛生等の現場において、まさに水際の防疫措置や食品衛生業務の中核を担う公務員獣医師の業務も、ますます高い専門能力と判断力が要求され、困難性を増している。

しかし、現在、これらの業務に従事する地方公務員獣医師には、国の指導に基づき、医師の下でその処方や指示により医療に従事する職種と同じ医療職給料表(二)が適用されている。対象者の全てが医師・歯科医師と同様六年間の教育課程を修めた免許取得者となろうとしており、かつ、その業務も医師等と同様、高度な自己判断に基づき遂行しなければならない専門職としてふさわしい処遇とは、到底言えないのである。そして、このことが、全国的に公務員獣医師が採用困難職種となっている最大の要因と言わざるを得ない。

よって、国におかれては、公務員獣医師がより一層責任と誇りを持って職務に専念できるよう、次の措置を確実に実施するよう強く求める。

一 都道府県等の公務員獣医師の処遇を改善し、人材確保を推進するため、国が率先して国家公務員獣医師に適用する俸給表を医師等に準じたものに改め、又は初任給調整手当の創設等を行うこと

二 都道府県等が、動物愛護の推進、家畜衛生、公衆衛生等の責務を果たすため、独自に地方公務員獣医師の処遇改善に取り組み、医療職給料表(一)の適用又はこれに準じる給料表の創設を行うときは、地方自治の趣旨に則り、これを尊重すること

写

三 医師と看護師等との関係に準じてチームによる動物医療提供体制を整備するため、「動物看護師」の専門職としての位置づけを行うこと

以上、地方自治法第九十九条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成二十五年十二月十九日

福岡県議会議長 松尾統章

衆議院議長	伊吹文明殿
参議院議長	山崎正昭殿
内閣総理大臣	安倍晋三殿
財務大臣	麻生太郎殿
総務大臣	新藤義孝殿
厚生労働大臣	田村憲久殿
農林水産大臣	林芳正殿
人事院総裁	原恒雄殿

別紙



福岡県知事

小川 洋 様

要 請 書

平成25年12月

公益社団法人 福岡県獣医師会
会 長 草場 治雄

福岡県に勤務する獣医師の処遇改善について

東北地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災やそれに継発した原発事故から約3年近くが経過しましたが、未だその復興速度は被災者の方々の期待に沿うものとは言えず今でも多くの方々が不便な生活を強いられており、動物救護活動も長期化しています。

一方、口蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなど社会に重大な影響を及ぼす家畜伝染病は平成22年度の発生以降、国内での発生はありませんが、近隣諸国での発生が続いており、その国内への侵入が懸念されています。

また、日本では昭和32年以降発生を見ていない狂犬病が、今年、台湾で52年ぶりに発生したとの報告があったことは記憶に新しいところです。

御承知のとおり、県に勤務する獣医師は、狂犬病や鳥インフルエンザなどの人と動物との共通感染症対策や食品の安全・安心の確保をはじめ、動物愛護・福祉の向上、口蹄疫などの家畜伝染病予防・まん延防止、動物用医薬品適正使用による畜産物の安全性確保やバイオテクノロジーを活用した家畜の改良増殖、学校動物飼育支援、希少野生動物保護、更には産業廃棄物対策をはじめとした環境衛生行政など、幅広い分野において、高い専門性を駆使して職務を遂行し県民生活の向上に奮闘しています。

貴会の長年の御尽力により、県に勤務する獣医師職員の初任給、初任給調整手当さらには調整額等々において、これまでに一定の改善が図られてきましたことに対しましては改めて感謝申し上げます。

しかしながら、獣医学教育6年制を修了した獣医師職員が殆どを占めようとする現在においても、他の6年制教育の専門分野との処遇面の格差は明白な状況にあり、更なる処遇改善に向けて取り組んでいかななくてはならない状況が続いています。

つきましては、県に勤務する獣医師がより一層の責任と誇りを持って職務に専念でき、また、今後とも優れた人材を確保できるよう別紙要望事項について、御理解を賜りますようお願い申し上げます。

平成25年12月

公益社団法人
福岡県獣医師会 会長 草場 治



要 望 事 項

(1) 医療職給料表（一）あるいはこれに準じる給料表への処遇改善並びに初任給の改善

獣医師の教育課程が事実上6年間に延長され既に35年が経過し、県職員獣医師も間もなく全てが、医師、歯科医師と同等である新制度のもとでの免許取得者になろうとしています。

しかしながら、過去の経緯により県職員獣医師に現在適用されている医療職給料表（二）は本来、医師・歯科医師の下で医療に従事する職種に適用されるものであって、自己の判断で獣医事を行う獣医師に対する適切な処遇とは言えません。

また新規採用県職員獣医師の処遇改善の一つとして、平成24年度から初任給が2号上位に格付けされ、また平成25年度から初任給調整手当の支給が10年間から15年間に延長されました。しかしながら、獣医師と同等の資格職である医師職・歯科医師職との調整手当を含む初任給の格差は、今もなお大きく残っています。

以上をご理解の上、医療職給料表（一）あるいはこれに準じる給料表へ、また最高学歴を修めた獣医師に相応しい初任給調整手当の改善と、併せて在職者に対する適切な調整が実施されますようお願い申し上げます。

(2) 保健福祉（環境）事務所保健衛生課長への獣医師職員の積極的登用と同課長及び中央家畜保健衛生所病性鑑定課長の課長級当職への格付け

出先の保健衛生課では所掌事務の拡大により、これまでにも増して獣医学の知識が必要となっており、課を指揮する保健衛生課長には獣医師を持って充てるのが適当と考えます。

また、出先の保健衛生課は、広大な管轄地域において広範かつ重要な業務を担っており、課長の判断・指揮は住民生活に直接影響する大変重要なものとなっております。

加えて、中央家畜保健衛生所病性鑑定課は、高度な検査が必要な困難な病性鑑定業務を行っており、課長の判断は時として県の防疫方針や家畜衛生の方向を左右する極めて重要なものとなります。

以上のことをご理解いただき、出先保健衛生課長への獣医師の更なる登用と出先の保健衛生課長と病性鑑定課長の職責の重さに相応しく課長級相当職への処遇改善をお願いします。

(3) 家畜保健衛生所勤務獣医師職員の調整額を調整数2から3への引き上げ

現在、家畜保健衛生所に勤務する一般獣医師職員の調整額の調整数は2に改善いただいておりますが、業務においては牛海綿状脳症、高病原性鳥インフルエンザなど恒常的に危険を伴い、職務内容も益々複雑化・多様化し社会的ニーズと責任は重大なものとなっております。

このため、このような状況を適切に評価した調整額（調整数3）への更なる引き上げをお願いします。